

第5章 計画の進行管理・評価

1. 進行管理と評価の体制

本計画の円滑で確実な実施を図るため、計画の進行管理と評価を行っていきます。

進行管理及び評価は、行政からの視点だけでなく、市民からの視点、福祉サービス利用者からの視点、地域福祉を推進する担い手からの視点及び社会福祉法人等の福祉サービス事業者からの視点で行えるようにします。

このため、公募市民、福祉サービス利用者、地域福祉を推進する団体の代表者及び社会福祉法人等の福祉サービス事業者で構成する「佐倉市地域福祉計画推進委員会」を設置します。

また、地域福祉推進の関係部局により構成される「佐倉市地域福祉計画庁内検討会」を設置します。

(1) 佐倉市地域福祉計画推進委員会

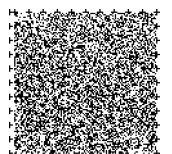
「佐倉市地域福祉計画推進委員会」は、主に以下のような事項を行います。

- ・ 佐倉市地域福祉計画に関する取り組みの進行管理及び評価
- ・ 佐倉市地域福祉計画の策定及び見直しに関して意見を述べること
- ・ 佐倉市地域福祉計画に関する各種検討

(2) 佐倉市地域福祉計画庁内検討会

「佐倉市地域福祉計画庁内検討会」は、主に以下のような事項を行います。

- ・ 計画全般の達成度を調査し、「佐倉市地域福祉計画推進委員会」に報告する
- ・ 地域福祉推進の関係課間で地域福祉課題の共有を図り、解決にむけて連携して取り組む
- ・ 佐倉市地域福祉計画に関する各種検討



2. 進行管理と評価の方法

第2次佐倉市地域福祉計画の進行管理と評価をするには、関係部局に依頼し、事務事業の評価を行います。ただし、個別計画に記載されている事業については、その個別計画の評価を基本とします。3年をめぐりに中間評価を行い、必要があれば計画の見直しを行っていきます。また、最終年度において総括を行っていきます。

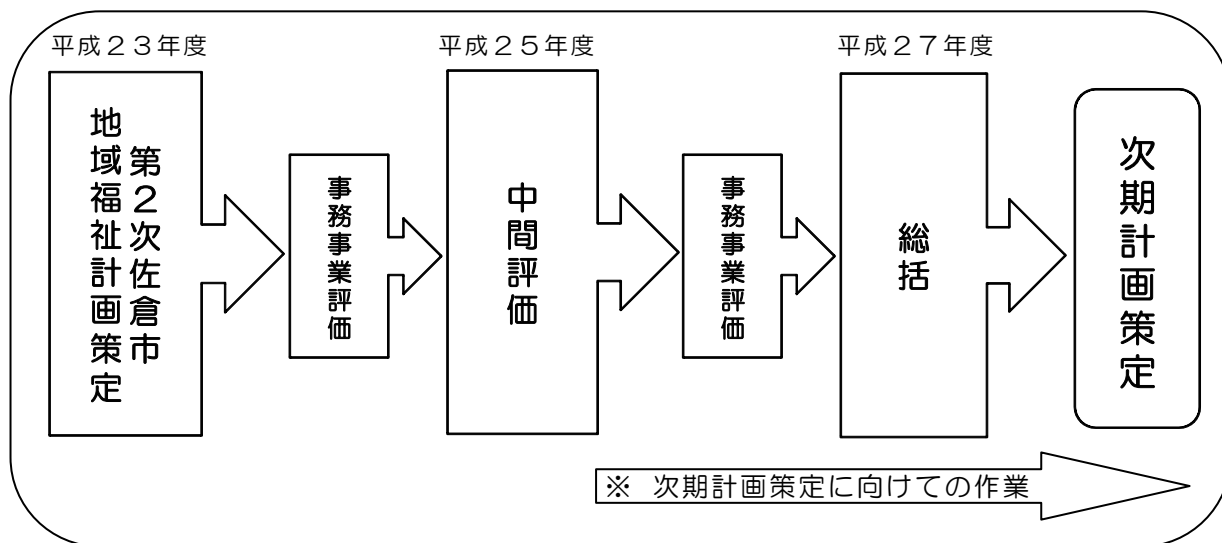


図 5-1 計画の進行管理・評価の流れ

